

第三九回  
参第八号

労働組合法の一部を改正する法律（案）

労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二十一項後段中「第九項」を「第七項中「労働組合」とあるのは「労働組合（当該都道府県を含む二以上の都道府県の区域にわたつて組織を有する労働組合がその規約の定めに基づいて支部、分会等の下部組織を設けている場合において当該下部組織が政令の定めるところに該当するときは、当該下部組織に所属する組合員を代表する者として当該労働組合が定める者）」と、第九項」に改め、同条第二十二項本文中「地方労働委員会に関する規定」の下に「（前項後段の規定中第七項に係る部分を除く。）」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して五十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（経過措置）

2 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の労働組合法第十九条第二十一項において準用する同法同条第七項の規定に基づき地方労働委員会の労働者を代表する委員の候補者の推薦を求める手續が開始されている場合における当該推薦については、なお従前の例による。

## 理 由

二以上の都道府県の区域にわたつて組織を有する労働組合の支部、分会等の下部組織ごとにその組合員を代表する者も、地方労働委員会の労働者を代表する委員の候補者を推薦することができるものとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。